

令和7年度 事業計画

I 基本方針

- 技能士会の最大の目的である、経済的地位、社会的地位向上を目指し必要な活動を推進する。
- 国の理解と支援が不可欠であることから堀内詔子特別顧問、田畑裕明特別相談役と連携して国会での必要な要望活動を進める。
- 技能士の活躍の場を広めるため、「全技連マイスター事業」、「技能士のいるお店紹介事業」、「技能士カード等の活用促進」、「全技連ニュース発行业」、「全国技能士大会事業」、を行い技能士の社会的地位の向上を図っていく。
- 中央職業能力開発協会、全技連マイスター会と連携を図りながら、国が行う若年技能者人材育成支援等事業、2028年愛知県で開催される第49回技能五輪国際大会への準備、東京都主催の「匠の技の祭典」へ協力・参加する等、技能士育成、技能継承に繋げていく。
- 中央職業能力開発協会との連携強化、収入確保の面から委託事業等については、より一層、積極的に取り組む。
- 日常的に事業の見直し改善を進め、技能士の要望を真摯に受け止め新たな会員確保に努める。
- 会員の理解と協力を得ながら全国の技能士会・連合会との連携を深め、技能士会が健全に存続し発展するよう努める。

II 事業内容

技能士育成、技能継承、会の継続発展に必要な事業を実施していく。

1. 全技連マイスター事業の推進

技能・ものづくりの次代を担う若者や後継者に、技能士の有する優れた技能・知識の確実な伝承を図るため、全技連マイスターを認定し、技能継承の推進と技能士の社会的評価を高める事業を推進する。

(1) 新規認定

正会員から推薦のあった全技連マイスターの新規認定においては、正会員の協力を得て、職種数及び申請者数の拡大を図る。従来同様、1次審査合格者に対しては2次審査講習会を実施する。

(2) 更新認定

今年更新の時期を迎える認定を受けて5年目の令和2年度認定者(第1回目)及び令和2年度更新認定者(第2回目)の更新認定について、全技連マイスター会に加入している者については、会員活動を加味した加点措置、更新書類の簡素化等を図り、効率的、効果的な審査を行う。

(3) 全技連マイスターの活動の促進

全技連マイスターの活動促進のため、全技連マイスター会と緊密に連携し、全技連マイスターからの情報収集、意見交換、広報活動等を実施する。

2. 第43回全国技能士大会の開催

全国の技能士が一堂に会して、相互の情報交換・経験交流を深め、その技能及び知識を高め社会的・経済的地位の向上を図ることを目的に、中央職業能力開発協会との共催により開催する。

大会においては、会長表彰や全技連マイスターの新規認定者の表彰等を合わせて実施する。

○ 日時：令和7年10月29日（水）13時～

○ 場所：アルカディア市ヶ谷（東京都千代田区）

3. 「匠の技ネット」の拡充・「技能士のいるお店」紹介事業の推進

全技連ホームページ「匠の技ネット」について、全技連マイスター認定者等の情報更新を行い、技能士等の情報の充実を図ることにより、技能士の知名度と存在感を高め社会的地位向上の一助とする。

「技能士のいるお店紹介」コーナーは、参加する技能士の収益向上や優れた技能士の紹介などに継がることから新規参加を積極的に呼びかけ、情報の拡充に努めていく。

4. 全技連ニュース発行业

技能・ものづくりに関する情報誌「全技連ニュース」については、技能士会及び技能士の活躍等を広め、技能士の社会的地位の向上、技能士の意識改革につながることから、啓発宣伝のための関係情報を提供する手段として、年1回発行する。紙面上の有料広告の掲載については引き続き募集を行う。

5. 技能グランプリの共催

特級、1級及び単一等級の技能士の技能の一層の向上を図るとともに、その地位の向上と技能尊重気運の醸成に資することを目的とした、大阪で開催される第33回技能グランプリを厚生労働省等との共催で開催する。

6. 技能士カード等の活用促進

全技連会員のステイタスとしての自覚、誇り、メリットが発揮できるよう技能士カード、技能士手帳、全技連証明書カード等の普及促進のために周知を行い効果的な活用促進を図る。

7. 中央職業能力開発協会からの受託事業等の実施

全技連のパートナーである中央職業能力開発協会からの委託事業を受託し、都道府県技能士会・連合会の協力を得ながら技能検定制度等に関する意識調査を実施する等、技能士のための事業展開を行う。

8. 会員の加入促進等

業種別団体、技能士会等の加入促進を図るとともに、賛助会員の入会を勧奨する。また、各技能士団体への入会促進及び事業の活性化について側面から協力する。

9. 保険事業の推進

引き続き、年金共済、交通災害共済事業に取り組むとともに技能士の福利厚生につながるような事業を長期的に検討、実施していく。

10. 国、東京都、関係団体等との事業協力の推進

- (1) 国が行う若年技能者人材育成支援等事業及び東京都主催の「匠の技の祭典」等技能の魅力発信、若者の入職促進、技能士の地位向上等につながる事業について積極的に参加、協力する。
- (2) 都道府県技能士会・連合会、職種別技能士会や会員団体の実施するもので会員が一致団結して活動できる諸事業に対しては、後援、協賛及び全技連会長賞の授与等、積極的に支援・協力を行う。